

障害福祉サービス事業者の 指定について

平成 22 年度障害福祉サービス事業者等集団指導（説明会）資料

沖縄県福祉保健部

障害保健福祉課

指定申請の手続きについて

障害者自立支援法(以下法という。)に基づく「障害福祉サービス事業」「障害者支援施設」「相談支援事業」を行うには、県から事業者の指定を受けることが必要です。

○ 指定基準について

指定を受けるには、厚生労働省が定める指定基準を満たす必要があります。

[障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準](#)

(厚生労働省令第 171 号、平成 18 年 9 月 29 日)

[障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準](#)

(厚生労働省令第 172 号、平成 18 年 9 月 29 日)

[障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準](#)

(厚生労働省令第 173 号、平成 18 年 9 月 29 日)

【欠格事由について】

次に該当する場合は、指定を受けることができません。

- ① 申請者が法人でないとき(療養介護を除く)。
- ② 申請に係る事業所の従業者の員数が、指定基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、指定基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることが出来ないと認められるとき。
- ④ 申請者が、法第 36 条第 3 項第 4 号～第 11 号に規定する欠格事由に該当する場合。

【定款について】

定款等を実施する事業についての記載が必要となります。

定款を変更するためには、所管官庁の認可等が必要となりますので、指定申請時までに変更の手続きを終了し、変更後の定款を提出してください。

記載例 「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業」

「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設」

「障害者自立支援法に基づく相談支援事業」

※ 複数の障害福祉サービス事業の種類を指定を受ける場合であっても、「障害福祉サービス事業」と記載すれば足ります。個別のサービス事業名を記載する必要はありません。「障害福祉サービス事業」の種類については、法第5条をご確認ください。

○ 申請の手順及び留意事項について

- ①関係法令を確認し、**事業開始希望日の3ヶ月前までに事前協議**を行う。
※後記、【事前協議について】参照。
- ②事前協議の内容をふまえた上で、指定申請を行う事業所ごとに申請書を作成する。
※必要書類については添付書類一覧で確認すること。
- ③A4タテのフラットファイルに書類一式を綴じる。
※添付書類一覧の番号に対応したインデックスをつけること。
- ④書類一式をコピーした「副本」を作成する。
- ⑤**事業開始予定の前々月末までに**正本を提出し、申請者で副本を保管する。

【事前協議について】

沖縄県では、「適正なサービスを提供することが可能かどうか」や「施設、設備及び人員等が基準に適合しているかどうか」を事前に確認させて頂くため、指定申請前に事前協議を行うこととします。

○原則、事業開始希望日の3ヶ月前までに事前協議を行ってください。

※事前協議を行わずに指定申請書を提出した場合、申請書を受理できない場合があります。

○事前協議は随時受け付けておりますが、調整を円滑に行うために必要書類を作成したうえで、各サービス担当者にご連絡願います。

※事前協議の前に、関係法令(上記、指定基準等)をご確認ください。

○事前協議に必要な書類

- ①指定申請予定の各サービス付表
※付表の上欄空白部分に**事業開始希望年月日を記載**して下さい。
- ②サービス管理責任者又はサービス提供責任者の経歴書(参考様式3)
- ③建物の全体図及び平面図、事業所の近隣の状況が分かる住宅地図等

【事業開始届等について】

事業者は、指定を受けた後、指定申請とは別に法第79条に規定する事業について、事業開始届を提出する必要があります。

また、届出事項について変更等が生じた場合は変更の日から一月以内の変更届出書の提出、事業を廃止し又は休止しようとするときは、あらかじめ廃止・休止届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。

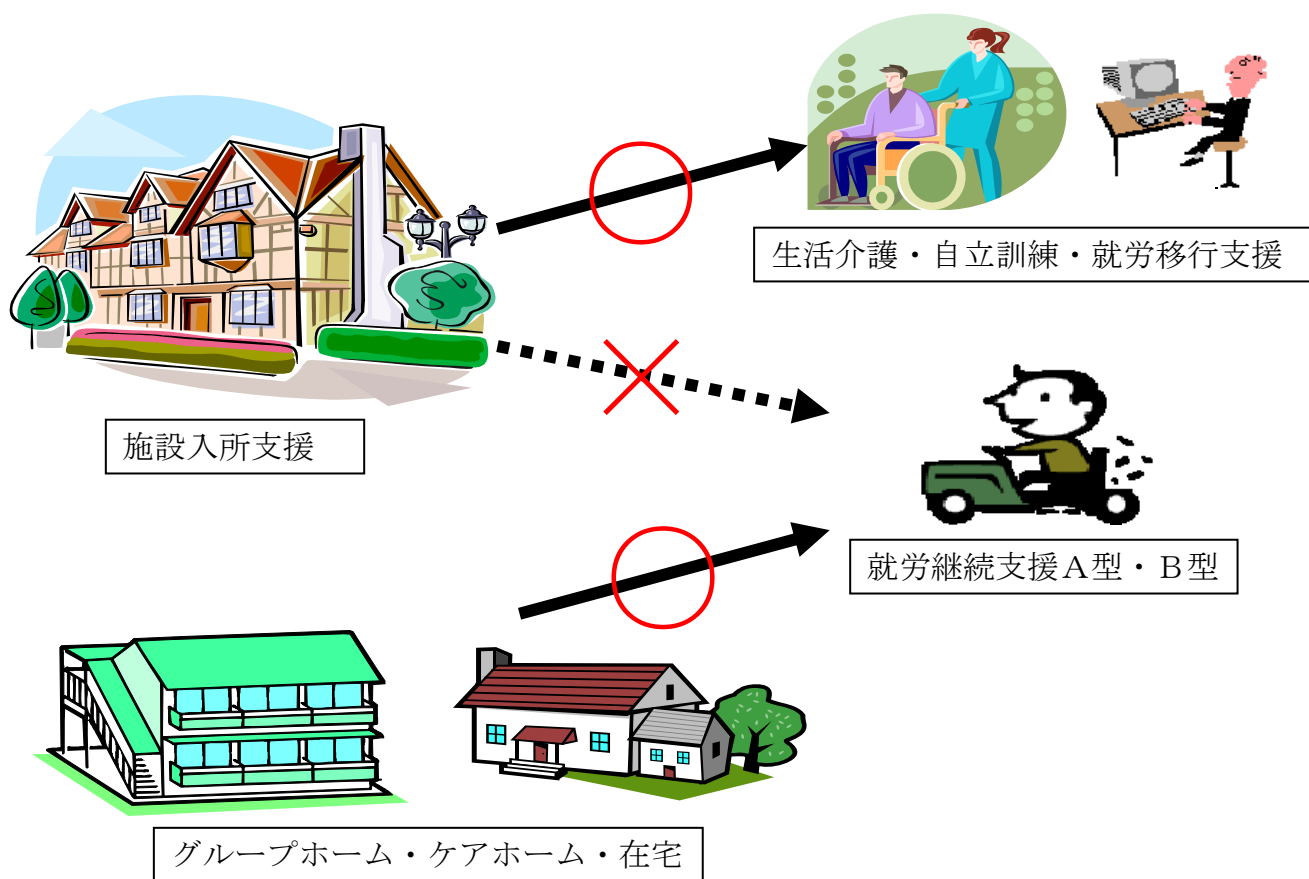
※ 法第79条に規定する事業

- ① 障害福祉サービス事業
- ② 相談支援事業
- ③ 移動支援事業
- ④ 地域活動支援センターを運営する事業
- ⑤ 福祉ホームを運営する事業

旧体系入所施設の新体系移行について

新体系サービスにおける入所施設は、主に夜間のサービスを提供する「施設入所支援」と、昼間の実施サービスとして「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」のいずれか一つ以上を組み合わせる「障害者支援施設」と位置付けられており、平成24年3月までの経過措置として、「就労継続支援（A型及びB型）」との組合せによる「経過的障害者支援施設」も可能としておりますが、現時点における経過措置終了後（平成24年4月以降）の取扱いは次のイメージ図のとおりとなりますのでご注意ください。

※現時点における平成24年度以降の施設入所支援利用について（イメージ図）



※平成23年度末までに入所し、就労継続支援A型・B型事業所を利用している方についても、現時点では平成24年度以降における施設入所支援及び就労継続支援A型・B型の同時支給決定が不可となりますのでご注意ください。（上記の事例において、施設入所支援を利用する場合は、就労継続支援A型・B型から生活介護、自立訓練又は就労移行支援への支給変更が必要です。また、就労継続支援A型・B型事業所を利用する場合は、施設入所支援からグループホーム、ケアホーム又は在宅への移行が必要です。）

新体系移行に係る留意事項について

○旧体系施設から新体系事業所への移行期限について

平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省通知によると『「平成 24 年 3 月 31 日までの日で政令で定める日」の前日までに新体系移行する必要がある』とあることから、平成 24 年 3 月 30 日までは旧法での運営が可能であり（旧法の報酬を算定可能）、新体系移行の最終期限は平成 24 年 3 月 31 日となる（この日から新体系の報酬算定が可能）。

※平成 24 年 4 月 1 日以降の移行については、不可となるので留意すること。

○特定旧法指定施設に入所している利用者について

「特定旧法指定施設に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して 1 以上の他の指定障害者支援施設に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設に継続して 1 以上の他の指定生活介護事業所を利用している者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者」については、障害程度区分にかかわらず、施設入所支援や生活介護を利用できるとしている。

【平成 18 年厚生労働省告示第 556 号（改正：平成 21 年 3 月 30 日）】

人員、設備及び運営に関する基準省令等において、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等は、「正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない」とされ、具体的な運用について「特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否することを禁止するものである」とされており、障害程度区分が低く判定されたことをもって、事業所が当該利用者に対して退所を求めることは、指定基準違反となるものである。

○旧体系施設から新体系事業所に移行した際における初期加算の算定について

旧体系施設から新体系事業所に移行した際における初期加算の算定については、旧体系施設入所時に「入所時特別支援加算」という同趣旨の加算を算定しており、再度初期加算を算定すると重複受領となるため、原則算定不可となっている。

なお、合理的理由により、旧体系入所時に「入所時特別支援加算」を算定していない場合には、初期加算の算定が可能となるのでご留意願いたい。